

平成26年度第7回横浜市子ども・子育て会議放課後部会 会議録	
日 時	平成27年3月30日（月）10時00分～11時49分
開催場所	市庁舎5階関係機関執務室
出席者	明石要一部会長（途中出席）、橋本ミチ子部会長代理、梁田理恵子委員、工藤春治委員、相原和行委員、森佳代子委員、斎藤有厚委員、永井萬里子委員、山手英樹委員
欠席者	大野功委員
開催形態	公開（傍聴者3人）
議 題	<p><議事></p> <p>1 平成27年度以降の横浜市子ども・子育て会議放課後部会について</p> <p><報告事項></p> <p>1 平成27年度の会議開催スケジュールについて</p> <p>2 横浜市子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>3 平成27年度予算について</p> <p>4 横浜市児童福祉審議会における放課後部会の設置について</p> <p><その他></p>
決定事項等	・平成27年度以降の横浜市子ども・子育て会議放課後部会について、事務局案のとおり決定した。
<p><議事></p> <p>1 平成27年度以降の横浜市子ども・子育て会議放課後部会について</p> <p>（事務局）資料3～7に基づき説明</p> <p>（梁田委員）「放課後子ども総合プラン」における「運営委員会」は、具体的にどのような形で設置されるのでしょうか。学校ごとなのか、地域ごとなのか、それとも、この部会がその運営委員会なのでしょうか。</p> <p>（事務局）ここでの「運営委員会」というものは市町村が設置するものですので、今後はこの場を「運営委員会」とさせていただきたいということです。「横浜市子ども・子育て会議」の親会議の下に放課後部会があり、ここで次世代育成対策推進法に基づく「放課後子ども総合プラン」に関する市町村行動計画についても議論していきますが、「放課後子ども総合プラン」における運営委員会として議論する内容と重なるため、これらを一体として議論していく場とさせていただきたいということでございます。</p> <p>（梁田委員）わかりました。</p> <p>（相原委員）資料7にある「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量」というのは、要するに「放課後キッズクラブ事業」ということよろしいのでしょうか。</p> <p>（事務局）そうです。この「一体型の」というのは、本市における「放課後キッズクラブ事業」のことを指します。ちなみに、その下に「放課後子供教室の平成31年度までの整備計画」とありますが、横浜市の場合は放課後子供教室として実施している「はまっ子ふれあいスクール」が全校にあるので、計画というよりは既に整備済みと考えています。</p> <p>（相原委員）ということは、平成31年度以降は、全校で放課後キッズクラブへ移行しているという前提ですね。</p> <p>（事務局）はい。</p> <p>⇒ 事務局案のとおり了承された。</p>	

<報告事項>

1 平成27年度の会議開催スケジュールについて

(事務局) 資料8に基づいて説明。

(相原委員) 平成27年度の議事について、「放課後子ども総合プラン」を踏まえたことで、会議内容が従前から大きく変わることがあるのでしょうか。

(事務局) 「放課後子ども総合プラン」における運営委員会の役割を兼ねることで、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗確認をする際には、実施内容についても議論していただくことが予想されます。

(橋本部会長代理) 私は、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換がうまく進まない事態になった場合や、放課後キッズクラブに転換したことで生じる課題について、この場で、できるだけ実情を踏まえた話し合いができればいいと思っています。

(事務局) 数値的な進捗のみではなく、放課後キッズクラブの留守家庭児童や要配慮児童への対応が十分かといった点や、放課後キッズクラブに転換した後もはまっ子ふれあいスクールの良さが継承されているかといった点など、実施する事業の内容についても御議論いただきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

(事務局) 資料9-1、資料9-2に基づき説明。

⇒ 明石部会長入室

(斎藤委員) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」には、例えばこの下に「横浜市教育振興基本計画」というものがありますね。これらの相関関係はどのようなものなのでしょうか。

(事務局) それぞれ別の計画であり、基本は並立関係です。関連する部分や重なる部分もあるため、調整をしてそれぞれで内容を確認した上で策定しています。

(斎藤委員) この計画は小学校にも配られるのですか。

(事務局) 概要版を全小学校に配付します。

(橋本部会長代理) 学校の役割が、どのように認識されているのかが重要なことだと思います。

(斎藤委員) 小学校だけの計画としてはいけないといえますか、幼稚園・保育園、放課後や留守家庭児童のことも考えていかなければいけないと強く感じます。

(橋本部会長代理) このところ、学校にさまざまな役割が求められているような気がしており、地域・家庭・行政など広く精通していなければ、うまく進行できなくなっていくように感じています。そういう意味で、転勤なんかで異動が多い先生たちには負担が増えるのかなと心配しています。

(斎藤委員) 逆に、負担がふえないようにするために整理していくといえますか、関係性を明確にしていくのがよいかと思うのです。

(橋本部会長代理) つながりを広域に持ち、話し合いながら理解を深めていくしかないですね。

3 平成27年度予算について

(事務局) 資料10、資料11に基づいて説明。

(明石部会長) 27年度の予算の「放課後の居場所づくり」について、昨年度よりも約10億円増えています。これは、厳しい財政状況の中ですごいことだということをもまず押さえていきたいです。

また、私が強調したいのは「財源内訳」で、国が約14億円で、神奈川県が約7億5,000万円で、横浜市が約38億円の予算を出しているという点です。横浜市独自に40億円近いお金をつぎ込んでいるということは、子ども青少年局が財政局と検討して堅持しているということを皆さんに認識していただきたい。ここまで横浜市が力を入れているということは、全国的には非常に驚かれます。

(事務局) 従来、横浜市は政令指定都市なので大都市特例を受けて、放課後児童健全育成事業について、国と県と市町村の負担割合がある中で県の部分も負担してきました。平成27年4月以降は、子ども・子育て支援法に大都市特例がないため、県の財政負担が発生することとなります。

先ほどの部会長からの御説明にあった、国が約14億円で、県が約7億5,000万円というところにつきましては、そういう意味で増えております。それにより、本市の負担は減ったことになっているのですが、それでも40億円近い負担はさせていただいているということです。

(明石部会長) 千葉市では、放課後子供教室は週に1～2日実施しています。横浜市のように、すべての子どもたちの居場所づくりを、週に5～6日も実施しているのは稀だと思います。そういったことを、横浜市民の皆さまは当たり前と思っているのかもしれませんが、他都市と比べていただいて、いかに横浜が充実しているかを認識していただくと良いと思います。

また、各区の「学校支援・連携担当課長」を地域振興課から子ども家庭支援課に移し、名称を「学校連携・子ども担当課長」とするとのことですが、この配置換えの経緯をうかがいたいです。非常に良いことだと思っています。

(事務局) 区において、「地域振興課」というのは、自治会町内会・文化振興・青少年健全育成・スポーツ振興等を担当しており、青少年健全育成に係る部分として放課後児童育成事業も担当していました。今回の「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、放課後児童育成事業の所管を福祉保健センターに移すことで学齢期の留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を行います。

ちなみに、横浜市内18区の中で都筑区だけが既にこのような体制をとっており、区役所内で良い連携が取れているときいています。

(明石部会長) 「学校支援・連携担当課長」はいつから置かれたのですか。

(事務局) 約10年前です。

(明石部会長) 私は、福祉的な側面も考慮すると「地域振興課」より「子ども家庭支援課」のほうが今の時代に合っていると思ったところですが。この担当課長は、行政職ですか、教員職ですか。

(事務局) 行政職です。係長も行政職ですが、その他に、学校関係者（主に校長経験者）の嘱託員も配属されていますので、学校との仲立ちになっていただけたと思っています。

(明石部会長) 教育委員会事務局所属の山手委員は、学校支援・連携担当課長について知っていましたか。

(山手委員) はい。

(明石部会長) 教育委員会事務局と学校支援・連携担当課長の会議は定例的にあるのでしょうか。

(山手委員) 月に1回あると思います。学校支援・連携担当課長会が毎月あって、各区の課長と嘱託員が、各小学校の情報を共有する場となっています。

(明石部会長) ありがとうございます。こういう質問をしたこと理由は、川崎の事件（※平成27年2月に川崎市の中1年生が殺害された事件）です。今、文科省では、今回の事件を受けて非常に危機意識を持っており、再発防止のためにはどのような仕組みとすればよいかを検討しています。

今後、学校を拠点として関係機関で連携を取っていかうとしているときに、こども家庭支援課に学校支援・連携担当課長が配置されるのは、時代の流れに合っていると思います。

(事務局) 担当課長と係長は事務職ですが、教育委員会の兼務がかかっていますので、教育委員会の一員としても情報の共有をしていきます。福祉保健センターでは、これまで未就学の児童への関わりを持ってきましたが、今後は学齢期についても引き続き、地域と行政で連携しながら支えていきたいと考えています。

(明石部会長) ありがとうございます。ほかに何かございますか。

(森委員) これは、保護者が直接相談できる窓口ではないのでしょうか。

(事務局) 直接の相談窓口ではないので、そういったご相談は、従来どおり子ども家庭相談等においてお受けする形になります。今回の取り組みは、組織の機構を変えることで、庁内での連携が取りやすくなれることを期待して行ったものです。

(森委員) では、直接各学校に訪問して連携するということではないのですね。例えば、放課後キッズクラブの様子を見に行くということではなく、組織の連携システムが見直されたということですね。

(事務局) 各放課後キッズクラブは各区の所管になるので、担当課長も所管している事業として訪問することはあると思います。また、放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールの実施状況については、こども青少年局放課後児童育成課に所属する嘱託員も定期的に訪問させていただきます。

(梁田委員) 主任児童委員としていろいろと活動していると、やはり子どもを1つの地域で見えていくことがとても大切だと思うのです。幼少期とかいろいろと課題を抱えている方もいますし、保護者が課題を抱えている場合もあります。今後、こども家庭支援課のほうで学齢期の子どもたちも見えていくことは、福祉の面からは大切だと思いますが、今までの地域振興課で結びついていたつながりが損なわれることがないようにしていただきたいと思います。

(事務局) 総務部門から福祉保健センターのほうに担当課長が移りますが、これまでも福祉と学校の連携は進めてきました。今回、新制度が始まりまして、放課後児童育成施策の部門が大きくなったことに対応・充実をさせる意味で、新たに係長を1人増員させた上で移管をしています。もちろん、移管をすることによって地域との関係が薄れるようなことがあってはなりませんので、学校と福祉の連携とともに、地域との連携も強化してまいります。

(明石部会長) 行政側が各家庭を訪問する場合、学校側が行う訪問と、福祉担当側が行う訪問では、内容が全然違います。福祉担当側は、場合によっては児童虐待の通報を受けて訪問することがあります。今後は担当課長が、学校側で把握している状況と福祉担当側で把握している状況と、うまく共有したりするような役割をしてくれるとよいですね。

(橋本部会長代理) 実際に家庭訪問をするのはケースワーカーだと思うので、訪問や相談を通じて見えてくる実情や課題を、担当課長の方に伝えてほしいですね。

(森委員) 障害児にとっては、安心が1つ増えたと思っています。発達検査などで関わりのある児童相談所と学校など、福祉保健センターに移管されたことで、関係機関の連携が強化されることを期待しています。埋もれてしまう子どもがいないように、というのが一番の願いです。

(橋本部会長代理) すごく気になるのは、子どもは健康で、保護者がメンタル面のフォローを必要としているような場合です。保護者の影響でどんどん落ち込んでいってしまう子どもをフォローするのは、やはり保健センターのほうの方がうまくいくと思います。あとは、放課後キッズクラブを利用する場合も、放課後児童クラブを利用する場合も、そういった配慮が届くようになるとういことです。

(工藤委員) 担当係長の「方面別学校教育事務所兼務」というところで、事務所を兼務するというのはどういう意味があるのでしょうか。

(事務局) 本市の教育委員会事務局は4つの方面に分かれており、それぞれ地域に密着した方面別の事務所に所属するという意味です。区役所と教育委員会事務局、両方の肩書きを持つ形です。常駐するのは区役所の福祉保健センターになりますが、方面別事務所にも席があり、その職員としての役割も兼ねるということです。方面別事務所は学校の情報をたくさん持っていますので、その情報も持つことで、学校や地域の情報がより入りやすい形になります。

(橋本部会長代理) 放課後児童健全育成事業に関する苦情とか相談の窓口は、県の福祉サービス運営適正化委員会のほかに、区の子ども家庭支援課が出てくるわけですね。

(事務局) 放課後児童健全育成事業に関する苦情解決の窓口は、条例上、それぞれの事業所ごとに設置していただくことになるため、苦情等があれば、まずは事業所の中で御意見を聞いていただくことになります。かながわ福祉サービス運営適正化委員会や、市内の区や局は、第三者機関としての相談窓口という位置づけです。

4 横浜市児童福祉審議会における放課後部会の設置について

(事務局) 資料12に基づいて説明。

<その他>

・厚生労働省が策定を予定している「放課後児童クラブ運営指針」の案について、事務局から情報提供を行う。

(明石部会長) 学校には「学習指導要領」があり、幼稚園には「教育要領」があり、保育所は「保育指針」があり、今回、放課後児童健全育成事業には「放課後児童クラブ運営指針」が策定されます。やはり全体の質を上げていくためには、国としてこの指針のように方向性を示すことは大事なことだと思います。

(橋本部会長代理) 子どもは、学校でしっかり教育を受けて、放課後はそこから解放される時間が必要だと思うので、この運営指針に「遊び」という要素が明記されていることを評価しています。

(明石部会長) 予定した議事は全て終わりました。以上で、平成27年度第7回「横浜市子ども・子育て会議放課後部会」を終了させていただきます。

資料	資料1	横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿
	資料2	横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿
	資料3	横浜市子ども・子育て会議条例 (平成25年3月横浜市条例第18号)
	資料4	横浜市子ども・子育て会議運営要綱
	資料5	横浜市子ども・子育て会議の審議事項及び部会の役割について
	資料6	「放課後子ども総合プラン」について (平成26年7月31日26文科生第277号、雇児発0731第4号)
	資料7	平成27年度以降の放課後部会について
	資料8	平成27年度における会議開催スケジュール (予定) について
	資料9-1	横浜市子ども・子育て支援事業計画
	資料9-2	横浜市子ども・子育て支援事業計画 (概要版)
	資料10	27年度子ども青少年局予算概要 (抜粋)

	資料11 区役所の体制が変わります～平成27年度 区役所機構改革について～ 資料12 横浜市児童福祉審議会概要 参考 放課後児童クラブ運営指針（案）について
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。